

## 平成21年度 第2回 石狩市環境審議会 議事録

日時 平成22年2月18日(木) 午後1時30分～3時40分  
場所 石狩市役所 3階 庁議室  
案件 石狩市環境白書'09について、石狩市環境基本計画の改定について(継続審議)

出席者 石狩市環境審議会

副会長	長谷部 清	委員	江丸悦子
委員	越智 一	〃	小野寺 一登
〃	熊谷 テルヨ	〃	近藤 哲也
〃	野 昭夫		

事務局

市民生活部長	唐澤 治夫	環境課長	有田 英之
ごみ対策課長	藤岡 修一	環境保全担当主査	鍋谷 英幸
環境保全担当	前野 加代理		

傍聴 1名

事務局(有田) 石狩市環境審議会を開催します。本日は宇土澤会長、座主さん、柴田さん、藤井さんこの4人が欠席です。宇土澤会長につきましては、現在、JICAの研修会ということで4月以降東南アジアの方に派遣されるため3月で退任したいとの意向をいただいています。座主さんについては病氣療養中ということでございます。

宇土澤会長に代わりまして、副会長の長谷部先生から本日の会議を進めていただきたいと思います。お願いいたします。

長谷部 副会長 事務局からお話がありましたように宇土澤会長がJICAのお仕事で3月まで不在ということになりましたので、私が代役させていただきますので、よろしく申し上げます。今日の議題は「石狩市の環境白書'09について」、「石狩市環境基本計画の改定について」、その他、何かあればということでございますがご協力のほどをお願いいたします。それでは事務局から説明をお願いいたします。

事務局(有田) では、会議次第に基づきまして、環境白書について、ご説明いたします。  
(資料の説明)

長谷部 副会長 ただ今、石狩市環境白書'09の中身についてご説明をいただきました。温暖化のこと、あるいは化学物質のこと、水質大気いろいろありますからその他自然環境のことなど幅広いご説明をいただきました。ご質疑等ありましたらお願いします。

近藤 委員 P13の表3-1で、石狩防風林と石狩川下流部湿原の指定の名称が、「身近な自然地域」と「すぐれた自然地域」となっていますが、これは法的な規制が含まれているのでしょうか？ただ、名称指定しているだけですか？

事務局(有田) 法的な規制はありません。北海道が策定した「自然環境保全指針」の中での区分けということです。

近藤 委員 特に何か、そこでごみを捨てたらダメだとか、植物を守らなくちゃダメだというふ

うな指導はなんですか。

事務局（有 田） マクンベツの下流部湿原については、全域河川区域の中に入っています。もちろんごみの投棄は禁止です。

近 藤 委 員 名称指定されたことによる新たな規制は？

事務局（有 田） ありません。

近 藤 委 員 それから P 1 4 の（ 2 ）花川・生振地区等の防風林ですが、国の土地ですか？

事務局（有 田） 国有地です。

近 藤 委 員 自然保護地区等の状況ということなので、国有地も保護地区に指定されているのですか？

事務局（有 田） 森林法の保安林の指定を受けています。

近 藤 委 員 石狩市の大事な地域だと思うのですが、市として特別な手当てはしていますか？

事務局（有 田） 法律に上乘せして保護するなどはありません。

近 藤 委 員 P 1 6 の石狩浜海浜植物保護センターですが、海浜植物保護とうたっている施設は日本では他に無く、非常に珍しいので充分アピールできると思うのですが、英語版のHPを作ったらどうでしょうか？

事務局（有 田） 運営委員会のほうで検討させていただきます。

近 藤 委 員 私の方にも何人か外国の方から、問い合わせがあったので、是非、検討してみてください。

江 丸 委 員 P 1 6 の希少動植物ですが、鹿や狐など畑を荒らすような害獣の扱いはどうなっているのですか？

事務局（有 田） 特定外来動植物のアライグマなど、駆除を決められているもの以外は把握していません。

江 丸 委 員 家庭菜園等で鹿や狐など荒らされた場合、個人で排除するのは構わないんですか？農家はどうしているのでしょうか？

事務局（有 田） 害獣駆除の許可が必要になります。農業被害は、農協が窓口になって許可を受け、カラスや鹿を駆除しています。狐や鹿は花川でも目撃情報がたくさんありますが、一般の方が駆除するのは難しいと思うので、網で囲うとかの自己防衛が必要です。

近 藤 委 員 関西ではイノシシが増えて困っているという話を聞きますが、石狩では鹿が増えて農業被害は無いのでしょうか？

小野寺 委 員 農作物の害としては、アライグマが増えて困っています。わなを仕掛けて少し駆除しているのですが、繁殖力に追いつかない状況です。狐やカラスは駆除の許可をいただき、猟友会のほうにお願いして毎年いくらかは駆除していますが、これも増えるのを抑えるような効果はないですね。とりあえずやっている、という程度にしかなくなっていないのが現状です。

近 藤 委 員 例えば、アライグマとか被害が顕著なものについては、被害額とか捕獲頭数などを蓄積し、白書に載せてはどうでしょうか？

事務局（有 田） 捕獲数でしたら把握していますので、次回から検討します。

近 藤 委 員 守るものだけを記載するのではなく、そういうものの経年変化も面白いかと思います。

事務局（有 田） アライグマは年間 1 0 0 頭ほど捕獲しています。道は、捕獲数から生息数を推計しているようですが、アライグマは檻を置けば置くだけ捕獲されます。

小野寺 委 員 毎年の予算があるものですから、捕獲にも限りがあります。

江 丸 委 員 アライグマは主に何を食べるのですか？

小野寺 委 員 何でも食べます。主に実のなるもの、とうきびやかぼちゃなど。

近 藤 委 員 どの程度の被害額があるのか？

- 小野寺 委員 まだ、被害が多くて経営に響くというところまできていない。何とかしてほしいというところ。年に何回も繁殖するので困ります。
- 越 智 委員 犬が少しずつ増えているようですが、飼うには許可が必要ですか？
- 事務局(有 田) 登録が必要です。
- 越 智 委員 登録証を首輪とかにしているの？
- 事務局(有 田) できればしてほしいのですが、ほとんどしていませんね。
- 越 智 委員 捨てられたらわからない。登録するときにICチップを入れるとかするとよいが。
- 事務局(有 田) 飼い主さんの中には、されている方もいるが、まだ義務化されていません。
- 近 藤 委員 外国ではやっているところもあると聞いたことがあります。
- 長谷部 副会長 予防注射が6割くらいですか、なぜ、犬を飼っているのに注射に行かないのか？周知しているのですよね？
- 事務局(有 田) お金の問題かと。登録は一生に一度だが注射は毎年なので、毎年1回、登録者に案内しています。
- 長谷部 副会長 注射しに来ない、ということですか。
- 事務局(有 田) そういうことです。注射は3千円くらいです。
- 熊 谷 委員 厚田の180頭いる犬はどうなったのですか？注射はしているのでしょうか？
- 事務局(有 田) 以前は放し飼い状態が多かったのですが、今はボランティアの人たちに手伝ってもらって、高さ2メートルくらいの柵をして、中にオス・メス分けて、犬小屋を作っています。注射率はまだかなり低いです。
- 近 藤 委員 P19の(5) 自然環境調査で、データベースとは、ずっと前に見せていただいた地図上に植生群落を描いたものでしょうか。
- 事務局(有 田) データベースは作りつつありますが、まだ図面に落とすところまでいっていません。
- 野 委 員 P45のゴルフ場の農薬使用の関係で、除草剤のことだと思うのですが、市内のパークゴルフ場なども項目として載せてはどうか？
- P51の水質汚濁で下水と特定環境保全公共下水が掲載されていますが、数年前から望来・厚田では個別浄化槽の設置が始まりましたよね。流末が望来川だったかと思うのですが、流末になっている川の汚濁調査も含めて、対象にしないのでしょうか？
- 事務局(有 田) パークゴルフについては、特定施設になっていないので把握はしていません。農薬は入っていると思います。
- 野 委 員 農薬を使っているのでしょうか。市内にかなりの数、面積がありますよね。ゴルフ場に比べるとそれほどでもないと思いますが実態がどうなのかわからないので、対象施設としてどうなのかな、と思ってお聞きしました。
- 事務局(有 田) ゴルフ場で重点的に調査しているのは、毒性の高いものです。一般の除草剤については、特に8つのゴルフ場でも全てを調査しているわけではありません。クローズのときにまく殺菌剤、毒性の強い銅を含んでいるものなどをチェックしています。それ以外の営業中にまいている除草剤や殺虫剤などについては、その都度、調査しておらず、把握していません。ただ、ゴルフ場との個別の協定のもとに、使う農薬は届け出てもらっています。また、浄化槽は、一般家庭は対象としていません。
- 野 委 員 1つ1つは小規模ですけど、個別浄化槽エリアは調査対象として地域を指定する、もちろんBODなどの基準は満たして流していると思いますが、流末となっている河川の汚濁の状況は、ある程度浄化槽の戸数が増えてくると調べる必要があるような気がします。
- 事務局(有 田) 浜益川と厚田川で1箇所ずつ調査していますが、合併当時は複数箇所調査していた

ことがありますので、これで完結したわけではなく、上流で汚染源が集まればその時々で調査点数を増やす、或いは変えるということは考えています。

野 委 員 P 1 8 の「自主規制地」と「保護地区」との違いは？

事務局（有 田） ここでの自主規制地というのは、海水浴場と新港との間の一般海浜地です。管理者が北海道なのですが、保護の手が届かないため市が自主的に土木現業所の了解を得て、保護対策を行っている地域のことです。

野 委 員 保護地区の候補地という意味ではないのですか？

事務局（有 田） この地区については、候補地と考えています。市が直接保護するか、道条例などで保護するかは別として、何らかの保護の手立てが必要な地域と考えています。

野 委 員 自主規制地の面積は記載されていないのですか？

事務局（有 田） 記載していません。

近 藤 委 員 P 1 8 の「保護地区」面積という表現は、P 1 3 の表 3 - 1 のどれに対応するのが分からないので、変えた方がいいと思います。保全地区という言葉は出てきますが、「自主規制地」も範囲が分かりにくいので、補足説明が必要ではないでしょうか。

長谷部 副会長 P 4 7、4 9 で、目標 1 0 万本の植樹に対して、これまでの累計実績が 8 千本強。様々な理由から、なかなか目標を達成できない状況と察します。高い目標を立てられるのは非常にいいことですが、あまりに実現不可能だと、努力目標としては高すぎるのでは？

事務局（有 田） 木を植える場所の問題があります。市街地の公園だと限られていますし、今後、厚田のふるさとの森の構想が具体化すれば、そちらは森林が主体になる計画ですので、植樹本数は、今までより多くなると思っています。

近 藤 委 員 P 4 3 の表 4 - 1 2 で、野焼きの種類は、ごみの野焼きですか？それとも稲わらの？

事務局（有 田） ごみです。

江 丸 委 員 農家のハウスのビニールも燃やしているのか？

事務局（有 田） 今は燃やしてはいけないことになっていますので、リサイクルしているのではないのでしょうか。

小野寺 委 員 今は個人でリサイクル工場へ持ち込んでいます。

P 5 0 の表 5 - 7、5 8 で 1 日 1 人当りの平均配水量と最大配水量、上水道と簡易水道でずいぶん差がありますが、数字の間違いではないですよね？

事務局（有 田） 水道室が作った資料なので間違いはないと思いますが、こちらでは差の理由を把握していません。

野 委 員 おそらく小さな水道ですと使う人も少ないので厚田と浜益では水産関係、工場などが一時的に水を使い、それを人数で割り返しますと一人当たりの配水量が多く出てくるのではないかと思います。漏水はカウントされていないと思います。規模が大きくなれば、一時的な工場等の使用水量は薄められますので。

近 藤 委 員 P 4 9 の（ア）花いっぱい運動、4 万 1 千株の植栽は誰がやるのですか？

事務局（有 田） 主に町内会です。

長谷部 副会長 コスト面から多年草を植えることで毎年株を植え替えしなくてもいいんじゃないかという声もありますが。

事務局（有 田） 多年草は花期が短いので 1 年草にしていると聞いている。

近 藤 委 員 咲く時期も偏ってしまう。

長谷部 副会長 花は咲かないけど、茎は青々としているので、道路端の景観はいいのではという話もありました。

越 智 委 員 今、パークゴルフ場と会館、町内会の仕事を受け持っていますが、雑草を採ったり、

水やりなどの管理がもうできないので、今年は育てるのを1種類だけにしました。

また、先ほど話題になりましたが、パークゴルフ場に農薬は撒きません。農協からの肥料を撒くだけです。ヤウスバのパークゴルフ場は開発局から借りている敷地なので、地下水も使った量を全て報告します。

江丸委員 先日、新聞に花川南でヒ素が検出されたので、使わないようにと記事がありました

が。

事務局(有田) 飲料、菜園などには使わないでください、ということです。

越智委員 川の水は大丈夫だね。

事務局(有田) 川の水は基準を超えていません。記事の件は地下水です。

長谷部 副会長 以上、環境白書に関してはよろしいでしょうか。

(休憩)

長谷部 副会長 2.2)石狩市環境基本計画の改定について、事務局から説明をお願いします。

事務局(有田) 2)石狩市環境基本計画の改定について(中間報告)資料の説明

長谷部 副会長 昨年、石狩市環境基本計画改定の市民協議会が設置されまして、これまでに3回、また2月の末にもう一度あるという予定で動いておりますが、このことに関して何かご意見等、事務局にお願いしたいことがありましたらご意見ください。

野委員 P4の「排出権取引などの環境配慮を通じて、地域でお金が循環する仕組みづくりの検討」というのが、よくわからないので、もう一度説明をいただけませんか。

事務局(有田) それぞれの家庭や企業に二酸化炭素排出の上限を設けた場合、超えた分をお金で買うというのが、今の排出権取引です。目標以上に削減できた場合は、その余剰分を売れる。それで足りないところと余っているところでやり取りする。その際に、単位あたりのCO2に値段をつけて、売り買いするのを市域で考えたらどうか、という意見です。

近藤委員 トータルでは減らないですね。

事務局(有田) 目標値に対して、ということで減らしやすいところから減らしていくというのが発想の原点です。

長谷部 副会長 これは、議論が分かれるところでして、目で見えない気体をお金でやり取りすることに批判もあります。努力目標として減らそうという方向性はあるのですが難しい側面もあります。確かに世間では話題にはなっています。

市民協議会は、多様な意見を広く集めることが大事ですから、いっぱい意見を言っただけののありがたいことでしょう。事務的にはできるかできないか、また別な話ですから。以上、環境基本計画については終わります。

事務局(有田) 市の一般廃棄物の許可の件について、ごみ対策課長から説明があります。

事務局(藤岡) 石狩湾新港地区で、既に産業廃棄物処理施設を操業している「早来工営株式会社」に対する、「一般廃棄物処分業」の許可について、ご説明します。

新港地域は物流倉庫等が多数存在しており、流通過程から発生する、賞味期限切や不良品などの食品廃棄物が突発的に発生しています。

食品廃棄物については、食品リサイクル法に基づき、堆肥化するなど再資源化を行なうことが定められており、市としては、再資源化施設に搬入するよう誘導を行っておりますが、腐敗物や冷凍食品さらには、農薬等で汚染され検疫に通過しなかった輸入農産物なども含まれていることから、堆肥化処理施設での、安全性や醗酵管理、温

度管理など、堆肥化処理に支障をきたすとの理由から受け入れを制限されているのが実情です。

止む無く、市の施設で焼却処分を行なっておりますが、水分量が高い農産物や、冷凍食品などもあり、衛生センターは燃焼温度など維持管理に苦慮しています。

また、突発的に発生する食品廃棄物の処理は極力避けたいと考えております。

このような状況の中、北海道と協議した結果、新港地区で操業を行なっております「早来工営株式会社」が既に産業廃棄物処理施設の設置許可及び産業廃棄物処分業の許可を受けており、かつ、処理施設、処理能力ともに変更することなく、一般廃棄物を適正に処理する施設を有し、流通過程で発生する食品廃棄物を適正に処理できることから、市といたしましては「流通過程から発生する食品残渣」と限定した上で、「一般廃棄物処分業」の許可を与える予定でありますことを、ご報告いたします。

長谷部 副会長 許可を道から得ているということですが、これは、石狩市がいいですよ、ということになったらいいことになるのですか？

事務局（藤岡） そうです。基本的には、産業廃棄物の許可権者は北海道ですが、一般廃棄物の処分業については、市町村権限です。処理施設がないと処理ができないということになりますから、北海道とは事前に協議し、特に問題ないという結論には達しております。

長谷部 副会長 産業廃棄物が処理されていた所で、今回、一般ごみも処分するということですね。  
事務局（藤岡） 一般的に通常出るごみではないので、年間どれくらい出るかというのは予測できないですが、今までの事例を申し上げますと、平成15年に冷凍食品が3.2トン、平成16年には、石狩市内の倉庫に保管されていた食塩が保管中に変質してしまって、販売できないことから100トンほど出たこともありました。この100トンについては、市の処理施設でも受け入れができなかったのが、最終的にどうなったかというのはこちらでも把握していませんが、産業廃棄物として処理されたものと思います。

野 委 員 基本的な処理方法は具体的に？

事務局（藤岡） 焼却処分になります。

野 委 員 焼却処理施設を早来工営は持っているということですね？

事務局（藤岡） そうです。

事務局（藤岡） 平成17年もバナナ43トン、野菜25トン。平成19年にもミカンが35トン、最近ではケーキ100トン、お菓子12トンほど。実際、食品だけであればいいのですがパッケージングされているので市の施設では、処理すると支障が出ます。早来工営の機械は市の施設よりも能力が高く、冷凍食品等も適正に処理することが可能です。

長谷部 副会長 こういうタイプのごみを市で処理するのも能力的に大変でしょうから、できるところをお願いしてやってもらうのがいいと個人的には思います。みなさん、どうですか？

近藤 委 員 それは問題ないと思います。

長谷部 副会長 法的にきちんとのっとってやるわけですからね。

事務局（藤岡） それは問題ないです。

近藤 委 員 食品残渣の処理は、業者の責任ではないのですか？

事務局（藤岡） 業者の責任ですが一般廃棄物は市町村が処理することに法律で定められています。

近藤 委 員 その処理料は持ち込んだ業者がお金を払うのですか。

事務局（藤岡） 業者の負担になります。市の施設で処理する場合も処理料金はいただいています。

近藤 委 員 なるほど。では、性能のいい焼却炉を持っている所に回すということですね？

事務局（藤岡） はい。料金体系についても、法律において市で規定する処理料金を超えてはならないと規定されています。

越 智 委 員 排出者は石狩新港にある企業でしょうか？  
事務局（藤 岡） 主に新港地域からです。  
近 藤 委 員 （早来工営に）処理をお願いするしかないような気がしてきますね。  
事務局（藤 岡） 事前に排出者から相談があり、市が判断して振り分けるとい形になります。基本的には市が処理しなければならないですが、支障があるものを早来工営が処理することになります。

小野寺 委 員 最終的な燃え殻は、市の埋め立て処分場に持ってくるのですか？  
事務局（藤 岡） 基本的に今の段階では、受け入れた側に灰についても処分してもらうことになりません。

近 藤 委 員 毒物なんかだったら心配ですね。  
事務局（有 田） 元々が産業廃棄物の焼却施設ですから、そういった有害物質は持ち込まれるという前提で施設は整備されています。

近 藤 委 員 灰についても検査があるのですか？  
事務局（有 田） 煙と焼却灰については基準があります。  
越 智 委 員 ということは、石狩市だけということではなくて、小樽や札幌からの産業廃棄物を持ってきて、残渣だけ石狩市に残るってこと？  
事務局（有 田） 産業廃棄物は知事許可なので市外からの持込もあります。残渣は、安平町の処分場に行きます。

野 委 員 市のごみの排出量として、カウントされるのですか？  
事務局（藤 岡） 市のセンターで処理したものは市の処理量としてカウントします。  
長谷部 副会長 では、本件については了解されたということですのでよろしくお願いいたします。  
事務局（有 田） 本日、予定している案件については以上でございます。  
長谷部 副会長 次回の予定は？  
事務局（有 田） 年度内はこれで終了です。新年度については、できるだけ早い時期に開催したいと思います。  
長谷部 副会長 では、これで終わりにします。長い間、ありがとうございました。

上記、議事録を確認しました。

平成22年3月5日

石狩市環境審議会

副会長 長谷部 清